



小笠原 ルールブック

平成27年度版

目次

国際条約

世界遺産条約(世界自然遺産)	----- 2
----------------	---------

法・条例・制度 等

①自然公園法(小笠原国立公園)	----- 4
②保護林制度(森林生態系保護地域)	----- 6
③種の保存法(国内希少野生動植物種)	----- 8
④文化財保護法(国指定天然記念物)	----- 9
⑤外来生物法ほか(外来生物対策)	----- 10
⑥南島・石門に関するルール	----- 12

ルール

①小笠原カントリーコード	----- 14
②ホエールウォッチング自主ルール	----- 16
③ドルフィンウォッチング・スイム	----- 18
④ウミガメ	----- 20
⑤イシガキダイ・イシダイ	----- 22
⑥オガサワラオオコウモリ	----- 24
⑦グリーンペペ(ヤコウタケ)	----- 26
⑧東平サンクチュアリー	----- 28
⑨母島石門の自主ルール	----- 30

もっとくわしく知りたい時ときは
電子版(PDF版)のダウンロード

はじめに

小笠原諸島には貴重な自然環境が多く残されています。この自然を守りながら皆さんに親しんでいただくため、小笠原には行政が定めた法令の他、各団体が自主ルールなどを定めています。

この小冊子は、それらの概要をまとめたものです。狭い紙面の中で全てを網羅しつくしているものではありませんが、どのように行動すれば小笠原の自然を守ることにつながるのかを考えるきっかけとしていただければ幸いです。

小笠原の大切な自然環境保護のために、法令・ルールを守りましょう。



みなさんのご協力をお願いします！



世界遺産条約(世界自然遺産)

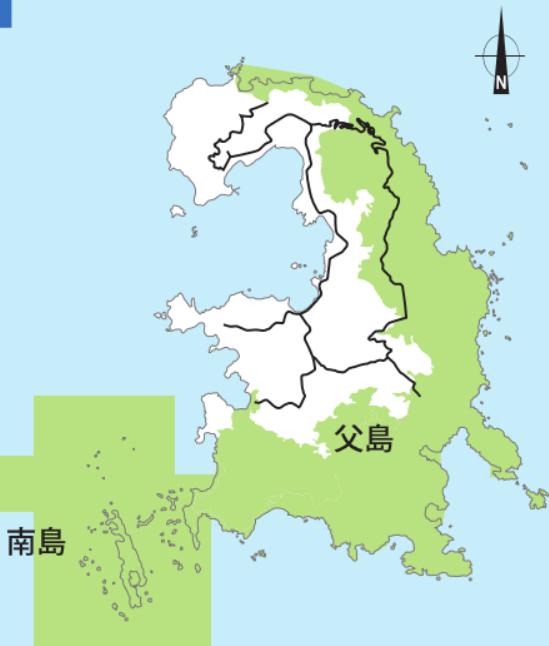
世界遺産は、将来に引き継いでいくべき世界共通のかけがえのない財産です。

東京から約1,000km南に位置し、誕生以来大陸と陸続きになったことのない絶海の海洋島である小笠原諸島は、はるかな海を越えてたどり着いた生物が独自の進化を遂げ、他に類を見ない生態系を有しています。こうした「固有種が多い」「『適応放散』という進化の過程を示す証拠が多い」独自の生態系が高く評価され、2011年6月、ユネスコ世界遺産委員会で、小笠原諸島の世界自然遺産登録が決定されました。

【父島区域図】

遺産区域

—— 都道



環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-7174 FAX 04998-2-7175

【母島区域図】



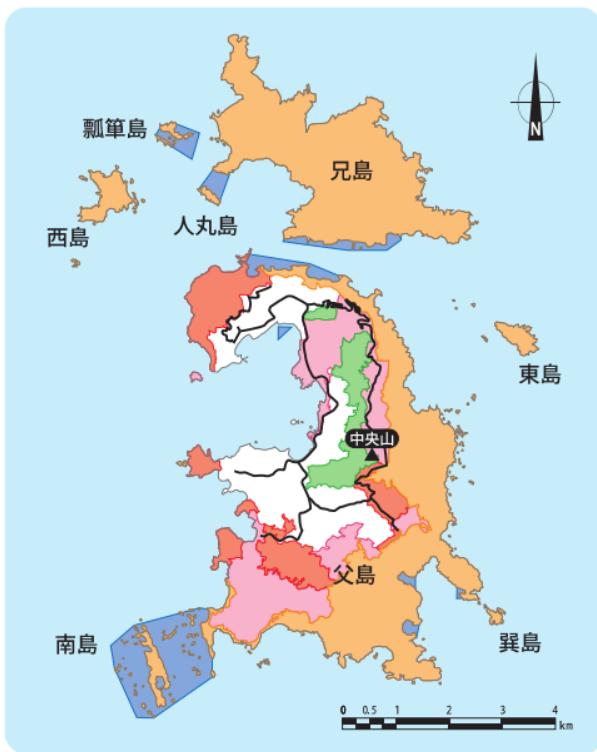
①自然公園法(小笠原国立公園)

小笠原諸島は、島々と海洋のおりなす優れた風景地として自然公園法に基づき、父島と母島の市街地を除く地域が国立公園に指定されています。国立公園内では風致・景観を守るため、陸域・海域ともに動植物の採取・捕獲やほとんどの開発行為が厳しく規制されています。

■規制される行為

樹木の伐採、土石の採取、指定動植物の捕獲・採取 等

▶父島は、東京の南約1,000kmにあり、その広さは千代田区の2倍余りの約24km²です。父島の中央にある中央山(319m)の展望台からは360度素晴らしい景観が楽しめます。



環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-7174 **FAX** 04998-2-7175

小笠原支庁土木課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-2165 **FAX** 04998-2-2302



▶母島は父島の南約50kmに位置し、その広さは約21km²です。島の中央に乳房山（約463m）があり、島の周囲はほとんどが急峻な崖となっています。

特別保護地区

第1種特別地域

第2種特別地域

第3種特別地域

海域公園地区

普通地域

公園区域外

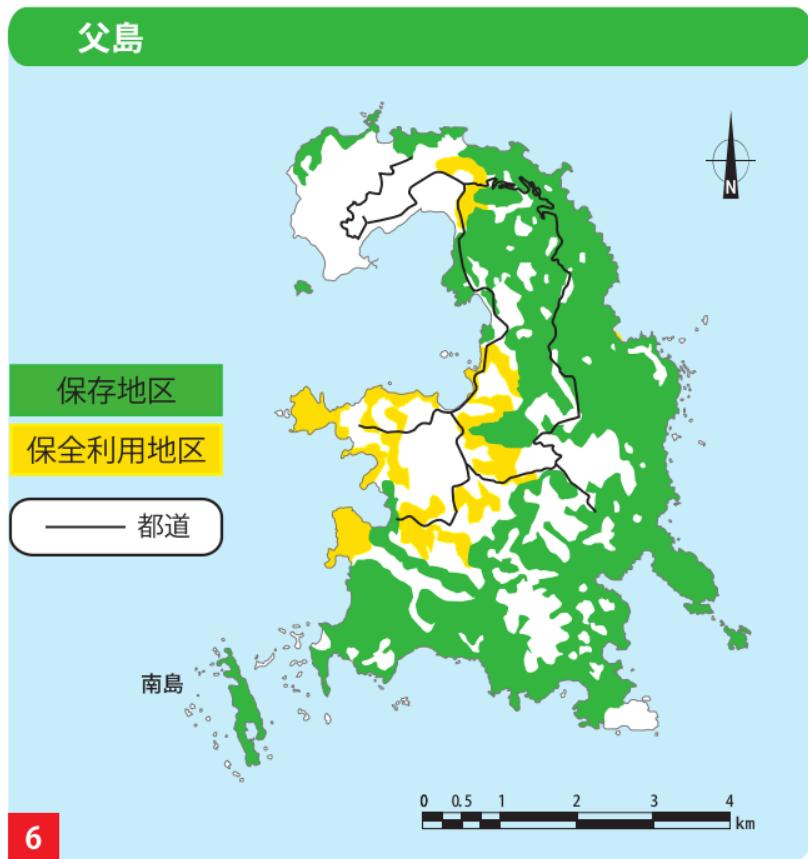
—— 都道

②保護林制度(森林生態系保護地域)

父島・母島の全面積のうち60%が国有林です。この国有林の貴重な物の保護・風致の維持を目的として、小笠原諸島では2007年に「森林系保護地域」が設定され、保全管理計画を定めました。

「森林生態系保護地域」内では立ち入りできるルートは制限されてお講習を受講したガイドの同行が必要です。

父島



お問合せ先

小笠原総合事務所国有林課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町

TEL 04998-2-2103 **FAX** 04998-2-2650

小笠原諸島森林生態系保全センター

TEL 04998-2-3403

母島

保存地区

保全利用地区

—— 都道



③種の保存法(国内希少野生動植物種)

小笠原諸島では数多くの固有の動植物があり、特異な生態系を見せる一方で、生息域・生息数の減少が心配される種も存在します。

「種の保存法」では、絶滅のおそれのある野生動植物の種を保護するため、捕獲・採取・殺傷・損傷・譲渡等が禁止されています。また、あわせて個体の繁殖の促進・生息地の整備など保護増殖事業に取り組んでいます。

お問合せ先

環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-7174 **FAX** 04998-2-7175

※赤字の表記は、保護増殖事業計画が策定されているものです。

ほ乳類

オガサワラオオコウモリ

鳥類

アホウドリ、ハハジマメグロ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、オガサワラカワラヒワ、他1種

昆虫類

オガサワラナガタマムシ、**オガサワラハンミョウ**、オガサワラトラカミキリ、**オガサワラシジミ**、**オガサワラトンボ**、**オガサワラアオイトトンボ**、ハナダカトンボ、他14種

陸産貝類

コガネカタマイマイ、ヒシカタマイマイ、ヒメカタマイマイ、オトメカタマイマイ、カタマイマイ、アケボノカタマイマイ、ヌノメカタマイマイ、他7種

植物

ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワトリ、コヘラナレン、ウチダシクロキ、シマカコソウ

④文化財保護法(国指定天然記念物)

「国指定天然記念物」は、わが国で学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的として、「文化財保護法」に基づいて指定されています。天然記念物に影響を及ぼす行為をする場合は、文化庁長官の許可が必要です。

お問合せ先

文化庁

届出等窓口：小笠原村教育委員会事務局

TEL 04998-2-3117

小笠原諸島に関するものとしては、下記のものが指定を受けています。

特別天然記念物(2)

メグロ、アホウドリ

※メグロは小笠原村の村鳥であり、村章のモチーフにもなっています。



天然記念物(29)

オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、

オガサワラノスリ、オガサワラシジミ、

シマアカネ、オガサワラトンボ、

オガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、

オガサワラタマムシ、

オガサワラセスジゲンゴロウ、

オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、

オガサワラゼミ、

小笠原諸島産陸貝(12種)、カサガイ、オカヤドカリ、

小笠原南島の沈水カルスト地形、南硫黄島

⑤外来生物法ほか(外来生物対策)

他の陸地と一度もつながったことの無い小笠原では、生物が独自の進化をしてきました。しかし、そこに人によって持ち込まれた生物(外来生物)が侵入すると、小笠原の生物は、食べられたりして、急速にその数を減らしてしまいます。

外来生物による被害を防ぐために以下のルールを守りましょう。

1. 小笠原に外来生物を持ち込まない

もともと小笠原にいない生物を持ち込まないようにしましょう。意図していないても、土や泥などと一緒に土壤動物や種子などを持ち込むこともありますので注意しましょう。

2. ペットの管理をしっかりと

イヌやネコに代表されるペット達も人の手を離れれば外来生物です。島の生物を傷つける可能性がありますので、希少生物が生息する地域に連れて行かないようにしましょう。

3. 島から島への移動をさせない

現在のところ父島や母島でしか確認されていない外来生物が、他の島に渡ることを防ぐため、船で出発する前に、荷物に外来生物がまぎれこんでいないかしっかりとチェックしましょう。靴底や、船体のチェックも必要です。泥落としのマットが設置されているところでは、マットを使いましょう。

4. 小笠原から外来生物を持ち出さない

小笠原から本土に外来生物を持って帰らないよう、帰る前にはもう一度荷物や靴底をチェックしましょう。

※「外来生物法」で特定外来生物に指定されている生物(下記図み参照)は、飼養・栽培・保管・運搬のほか、野外へ放つ・植える・まくことも禁止されています。

※「動物愛護管理法」では、愛護動物の遺棄は禁止されています。

特定外来生物とは 生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された動植物です。

・小笠原に既に侵入しているもの:

グリーンアノール、オオヒキガエル、ニューギニアヤリガタリクウズムシ

・小笠原に未侵入だが危険度高いもの:

アルゼンチンアリ(貨物等に紛れ、東京以西で分布域を拡大中)など

環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-7174 FAX 04998-2-7175

■グリーンアノール



体長は尾を除いて約5.5~7cm。体の色は鮮やかな緑色だが短時間で黒褐色に変わる。繁殖力が非常に強く、父島、母島では樹上性かつ昼行性の昆虫が激減する原因になっている。特にオガサワラシジミは本種の捕食により絶滅寸前まで個体数を減らしている。

■オオヒキガエル



体長は約9~15cm。体の色は茶色で全身にイボ状の凸凹がある。きわめて多産で一年中繁殖する。希少種を含むさまざまな昆虫等の動物を捕食する。また両目の後ろの耳腺からミルク状の毒液を飛ばすことがあり、人体にも危険。さわってしまったたらすぐに手洗いを。

■ニューギニアヤリガタリクウズムシ



外見はヒルに似ている。繁殖力が強く、切れた体の破片からも再生ができる。カタマイマイ類など多くの固有陸産貝類の生息にとって最大級の脅威。靴の裏に付着した土に紛れ、知らずに本種の拡散をしてしまうことがあるので、港や山域の各所に設置された拡散防止のための設備で泥落としなどを徹底し、これ以上の拡散を防ぐことが大事。

■アルゼンチンアリ



体長は約2.5mm、体の色は淡い黒褐色。一般的なアリと違い、一つの巣に多産な女王アリが多数おり、非常に繁殖力が強い。競争力が強く、在来アリを駆逐するなど生態系に悪影響を及ぼすと懸念される。

⑥南島・石門に関するルール

東京都では、南島と母島石門一帯の自然の保護と利用を図るために小笠原村と協定を結び、利用者に都認定の自然ガイド（東京都自然ガイド）を同行させることにより、ルールを守った利用を進めています。南島・母島石門一帯を利用する場合は必ずガイドと同行していただくことになります。

適正な利用のルール

（1）南島・石門共通ルール

①東京都自然ガイドの指示に従う。



②東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。



③定められた経路以外を利用しない。

④植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。



⑤動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。



⑥動物にえさを与えない。



⑦動物を驚かしたり、追い立てたりしない。



⑧岩石などに落書きをしない。

⑨ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

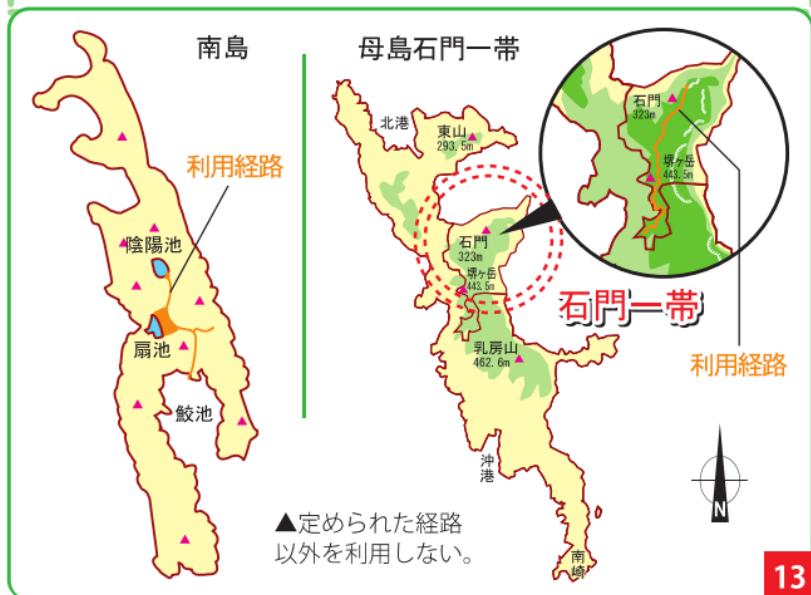
東京都小笠原支庁土木課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-2167 **FAX** 04998-2-2302

(2) 個別ルール

名称	南島	母島石門一帯
利用経路	利用経路以外は立入禁止(下記の地図参照)	
最大利用時間	2時間	設定しない
一日当たりの最大利用者数	上陸1回当たり15人 (1日100人)	1回当たり5人 (1日50人)
運用の詳細はお問合せ下さい		
制限事項	年3か月間の入島禁止 期間の設定	鍾乳洞は立入禁止



ルール

①小笠原カントリーコード —自然と共生するための10カ条—

貴重な動植物に恵まれた小笠原を後世まで引き継いでいくためには、行政のみならず小笠原を訪れる利用者の皆さんの理解・協力が不可欠です。また関係者が協力し自然環境の保全と適正な利用をしていく必要があります。このことから環境省は、1999年に東京都、小笠原村、有識者の方々のご協力をいただき、「小笠原を訪れるみんなのルール」として「小笠原カントリーコード」を定めました。



1. 貴重な小笠原を後世に引き継ぐ



2. ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る



3. 歩道をはずれて歩かない



4. 動植物は採らない、持込まない、持ち帰らない

環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町ガゼボ2階

TEL 04998-2-7174 FAX 04998-2-7175



5. 動植物に気配りをしながら、ウォッチングを楽しむ



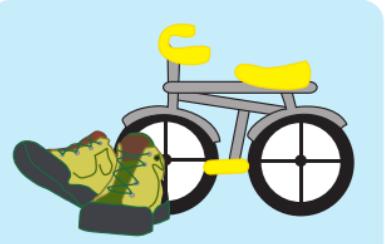
6. さんご礁等の特殊地形を壊さない



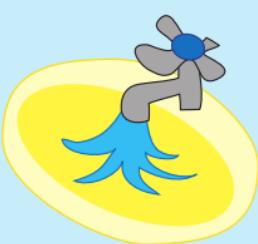
7. 来島記念などの落書きをしない



8. 全島キャンプ禁止となってるので、キャンプはしない



9. 移動は、できるだけ自分のエネルギーを使う



10. 水を大切にし、トイレなど公共施設をきれいに使う

②ホエールウォッチング自主ルール

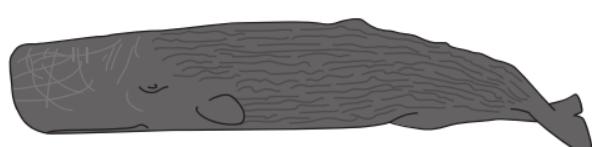
この自主ルールは、1989年に小笠原のホエールウォッチングを実施する場合に必要な自主規制として制定され、ホエールウォッチングの実状やクジラへの影響を考慮して、より効果的なものに順次改定しています。国内の他のホエールウォッチングポイントの自主規制のモデルにされたり、エコツーリズム実践の先駆け的事例としても評価を受けています。

■ザトウクジラ



小笠原のホエールウォッチングの代表的存在。北の海から帰ってきて、毎年12~5月上旬まで見られる。ベストシーズンは2~4月。ブリーチングと呼ばれるジャンプや胸びれ・尾びれで海面を叩くなどの行動をすることがあり、ウォッチャーの目を楽しませてくれる。

■マッコウクジラ



小笠原群島より約10~20km沖の海域に周年出現する。ウォッチングツアーは海況が安定している5~11月頃を中心に行われている。尾を海面上に高々と持ち上げ、水深1000m以上の世界へ静かに潜り込む「潜水のチャンピオン」である。

小笠原ホエールウォッチング協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町

TEL 04998-2-3215 FAX 04998-2-3500

自主ルールの概要

適用鯨種：ザトウクジラなどのヒゲクジラ亜目全種とマッコウクジラ

適用海域：小笠原諸島の沿岸20マイル以内

20t未満の小型船の場合

侵入禁止水域
(マッコウクジラは 50m)

300m

100m



減速水域

◀ 船はクジラ
から300m以内
に近づいたら
減速する。

▶ ザトウクジラか
ら100m、マッコウ
クジラから50m以
内には船の方から
近づかない。

※特例学術研究、特例取材の船舶は赤色の旗を掲げています。



◀ クジラの進路
や行動を妨げな
いようにしまし
ょう。

く
じ
ら

じらの来る海 小笠原へようこそ。当協会では、

(自) 主ルールを定めています。小笠原の海がクジラ達にとって

く(楽) 園であり続けるよう、ご理解・ご協力ください。

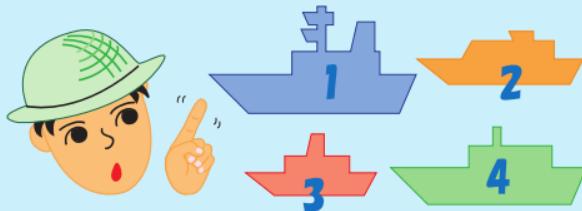
ルール

③ドルフィンウォッチング・スイム

小笠原は世界でも有数の恵まれたイルカのウォッチングポイントです。その生息環境の保全とツアー参加者の安全と快適性を確保するため、小笠原村観光協会がホエールウォッチング協会のアドバイスのもと、2005年7月に制定しました。

ルール

- (1)ひとつの群れにアプローチできる船は、船の大小を問わず4隻までとする。
(ウォッチングのみの場合も含まれる)



- (2)2隻以上の船がひとつの群れにバッティングした場合は、水中へのエンタリー回数を1隻につき5回以下とする。

※ただし、必ずしも5回OKというものではなく、その時のイルカの状況や他船への配慮を考えること。

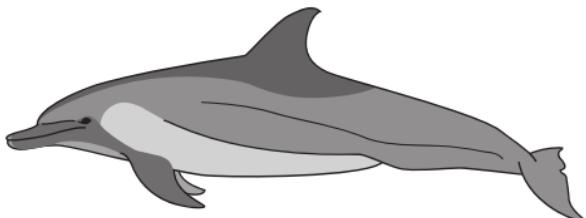


小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしつぶ内1F

TEL 04998-2-2587 **FAX** 04998-2-3555

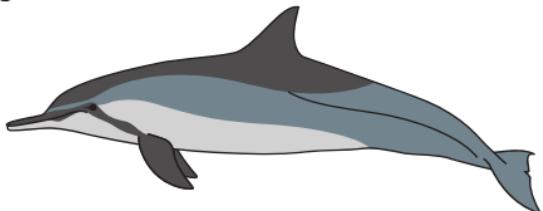
■ミナミハンドウイルカ(ミナミバンドウイルカ)



体長2.5mぐらい。太平洋西部からインド洋の温暖な沿岸域に分布することが知られている。小笠原では、聟島・父島・母島列島の沿岸域に周年出現する。

近縁種のハンドウイルカに比べると、体がひとまわり小さく、くちばしが細長くて、成長すると腹部にまだら模様が現れるのが特徴である。

■ハシナガイルカ



体長約2m。熱帯から亜熱帯の海域に広く分布している。小笠原では、聟島・父島・母島列島の周辺海域に周年出現する。昼間は岸近くや湾内でゆっくりとしていて、朝夕には活発に泳ぐことが多い。

20~30頭、時には200~300頭の群をつくり、行動が活発になると、前転やバク転、体をきりもみ状に回転せながらジャンプをすることがある。

ルール

④ウミガメ

2004年7月に観光協会と、ガイド業者、そして、島のウミガメについて調査・研究を行っている小笠原海洋センターとの話し合いによって制定されました。ウミガメが産卵にやってくる時期(5月～8月)は、夜、砂浜を歩いていると、産卵中の場面に遭遇することも少なくありません。無事にウミガメが産卵を終えられるように、また、稚ガメたちが元気よく海へ旅立っていくように、皆でルールを守りましょう。

ナイトウォッキングの際にウミガメに遭遇した場合の注意点(ガイドライン)



懐中電灯やライトは足元だけ照らすこと。

◀海に向かって光を当てる
とウミガメが驚き上陸
を止めてしまうことがあります。



◀ウミガメを驚かさずに
産卵させるため、ウミガメ
の視界から外れるまで動か
ないようにしましょう。
また、大きな声を出さない
ようにしましょう。

ウミガメと遭遇した場合、ウミガメを驚かさないために動かないようにする。

小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしつぶ内1F

TEL 04998-2-2587 FAX 04998-2-3555

■ウミガメ



小笠原に来遊するウミガメは、アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ等である。主に見られるのがアオウミガメで、5月～8月頃の夜間に、砂浜へ上陸して産卵する。メスは1シーズン約400～500個もの卵を産み、ふ化した子ガメたちは7月～10月頃に旅立っていく。



ウミガメを発見したら、小笠原海洋センターへ連絡すること。

◀昼夜問わず下記に連絡しましょう。

父島：小笠原海洋センター

TEL 04998-2-2830

(夜間パトロール用電話)

090-1461-3171

母島：クラブノア母島

TEL 04998-3-2442

(夜間パトロール用電話)

090-2252-2444



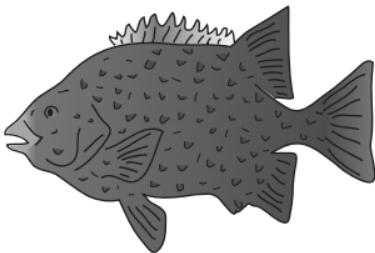
産卵巣には近づかない。

◀産卵巣を掘ったり卵を探したりすることで、稚ガメが正しくふ化・脱出できなくなったり、また近づくことで脱出直前の巣を踏み抜いてしまう危険性がありますので、産卵巣には近づかないようにしましょう。

⑤イシガキダイ・イシダイ

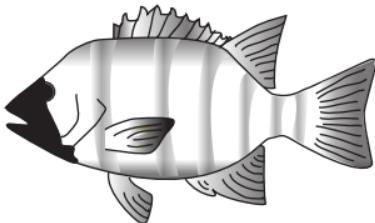
この自主ルールは、小笠原母島漁業協同組合により、今後の釣り規則の中で特にイシガキダイ・イシダイを対象とした釣りにおいて、「小笠原母島に魚たちの楽園を作ろう」という保全保護の立場と、末永く釣り人の方々に楽しんでいただくために、キャッチ＆リリース制を2000年より開始しました。

■イシガキダイ



形態、習性ともイシダイに良く似た魚で、分布域は太平洋岸では房総半島以南、日本海側では山口県以南に棲息。体型もイシダイとほぼ同じだが、無数の斑紋を散りばめたところからイシガキ模様を連想させる。最近はイシダイ同様、釣り人にとって重要な対象魚である。

■イシダイ



本州中部以南の黒潮が流れる磯に生息。全長は80cmを超える、10kg級になるとされている。頭から尾にかけて7本の黒い横ジマがある。イシダイの歯は大変強く、磯にいる魚としては抜群の力持ち。「幻の魚」とも言われ、激しい引きに魅せられる釣り人も多い。

小笠原母島漁業協同組合

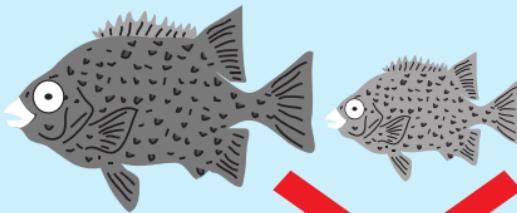
〒100-2211 東京都小笠原村母島字元地

TEL 04998-3-2311 FAX 04998-3-2303

イシガキダイ・イシダイのキャッチ＆リリースに関する注意



1 航海 1人1尾のみキープを認める。



5kg以上

5kg未満

5 kg 未満はすべてリリースすること。

東京からの一航海(一往復)につき5kg以上のイシガキダイ又はイシダイのどちらか一人一尾のみキープできる。その他はリリースしなければならない。

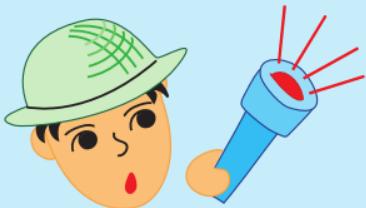
ルール

⑥オガサワラオオコウモリ

観光協会ガイド部の皆さんや研究者の方たちが一緒になって、天然記念物のオガサワラオオコウモリを守っていくために、「皆で守るべきこと」をまとめたのがこの自主ルールです。同じく、ナイトツアーの主対象である「グリーンペペ」の自主ルールとともに、小笠原村観光協会が2004年5月に制定しました。

※亜熱帯農業センターの夜間利用は、申請を行ったガイドのみ利用ができます。

オオコウモリウォッチングについてのガイドライン



コウモリを探すのはガイドのみ。
弱い光あるいは赤い光を用いること。



撮影は、ガイドの判断で状況
の良い時に1カット限定にする。
それ以外は撮影しないこと。



餌付けは絶対にしないこと。



見る時・探す時は静かにする。
民家が近くにある場所では、特
に静かに行動すること。

小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしつぶ内1F

TEL 04998-2-2587

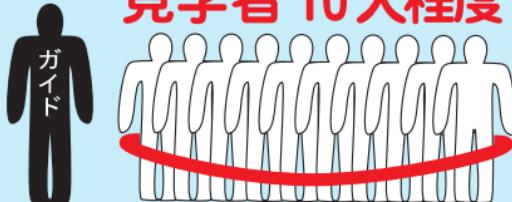
FAX 04998-2-3555

■オガサワラオオコウモリ



小笠原唯一の固有哺乳類(天然記念物・絶滅危惧種)。前脚を広げると柔らかな膜があり、これで空を飛ぶことができる。花の蜜やフルーツを食べるので「フルーツ・バット」とも呼ばれる。

見学者 10人程度



ガイド1人に対して見学者は10人程度。他のツアーとバッティングした時には同時に1つのライトで一緒に見るか、時間をずらすこと。



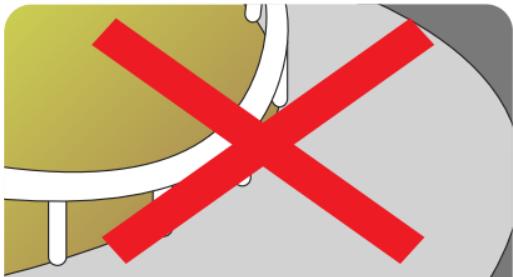
冬季の集団ねぐらはコウモリに与える影響が大きいので立ち入らないこと。また他の時期でもできるだけ控えること。

ルール

⑦グリーンペペ(ヤコウタケ)

観光協会ガイド部の皆さんや研究者の方たちが一緒になって、ナイトツアーの主対象である「オガサワラオオコウモリ(天然記念物)」と同じく、観光客の皆さんが楽しみにしているグリーンペペを守っていくために、「皆で守るべきこと」をまとめたのが、この自主ルールです。2004年5月に小笠原村観光協会が制定しました。

長谷グリーンペペについて



◀充分、手前で車のエンジンとライトを消しましょう。

カーブのところには車を止めない。
手前に駐車する。



◀一部枝とペペを移動する場合は、ガイドが道端に持ってきて、必ず元に返しましょう。

持ち去らない。

小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしつぶ内1F

TEL 04998-2-2587 FAX 04998-2-3555

■グリーンペペ



和名は「ヤコウタケ」。カサの直径は約1~2cm程度の大きさで、軸も細く、白色であるため、昼間は近くを歩いても見逃してしまうほど。しかし、雨上がりの何日かあとの夜には、ネオングリーンの強い光を放つ。



◀基本的に道端から見ましょう。



ガードレールや柵を乗り越えないこと。



◀グループごとに順番に見るなど、ガイドの指示に従いましょう。

他の見学者とバッティングした時は、お互いに配慮しながら順番に見る。

ルール

⑧東平サンクチュアリー

東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーは、絶滅の危機にあるアカガシラカラスバトを守るために、「アカガシラカラスバトの生息環境に適した森林の保全・整備、アカガシラカラスバトの生息環境を守り適正な利用に供すること」を目的に、2003年4月に設定されました。

このサンクチュアリーの管理主体である小笠原総合事務所・小笠原諸島森林生態系保全センター及び、小笠原自然観察指導員連絡会を中心に、各関係機関とガイドにより利用時のルールを設定しました。

設置場所：小笠原父島 桑ノ木山国有林 小笠原父島 中央山東平

東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーのルール

A. 自然観察路 → 森林生態系保護地域の講習受講者または許可を受けた者（ガイド等）の同行が必要。

B. 林内歩道 → 森林生態系保護地域の講習（4H）を受講し、かつサンクチュアリーの特別な講習を受講し、許可を得た者（ガイド等）の同行が必要。

- 指定されたルートのみを利用すること。
- 「林内歩道」については、アカガシラカラスバトの繁殖期間である11月～3月は入林禁止とする。
- アカガシラカラスバトに出会ったときには以下の事項を守ること。
 - ・半径10m以内には接近しない（ハトを取り囲まない）。
 - ・えさを与えない。
 - ・ハトを驚かすような急な行動や大きな話し声等には十分注意する。
 - ・写真撮影時には、フラッシュ等を使用しないよう十分注意をする。

お問合せ先

小笠原総合事務所国有林課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町

TEL 04998-2-2103 **FAX** 04998-2-2650

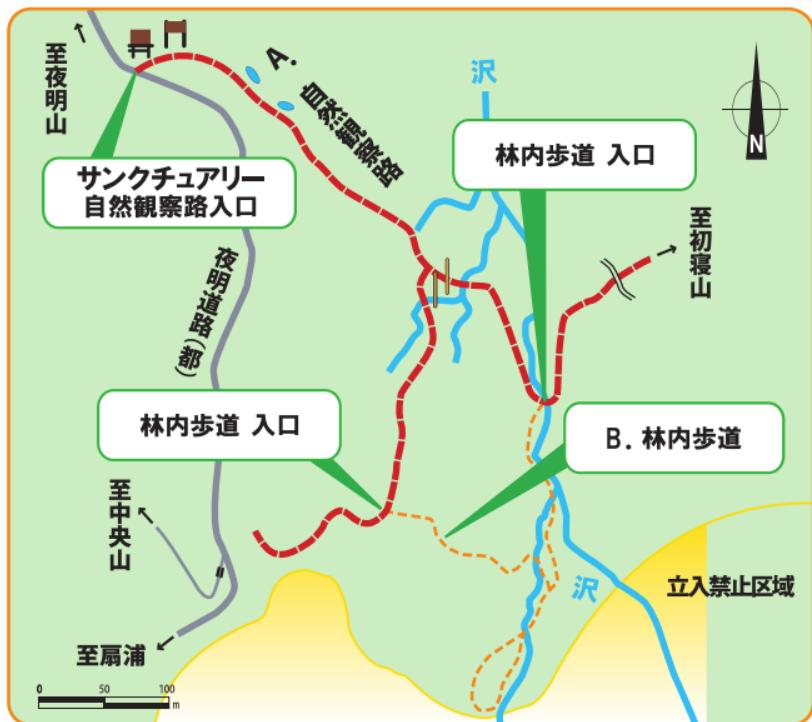
小笠原諸島森林生態系保全センター

TEL 04998-2-3403

■アカガシラカラスバト



国の天然記念物(絶滅危惧種)に指定され、生息数は推定で40~60羽前後。カラスバトの固有亜種であり、大きさは約40cm、体重は約450gで、頭の部分は赤紫色、体は光沢があり黒い。

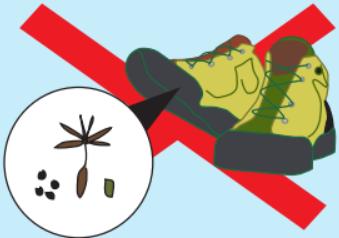


ルール

⑨母島石門の自主ルール

この自主ルールは、母島におけるエコツーリズムを発展させるため、石門地域の貴重な環境資源の保護、持続可能な利用の促進、自然ガイドの技術向上を目的として発足した「母島自然ガイド運営協議会」によって作成されました。2003年8月から試行されています。

母島の自主ルール



靴底の泥や、服についている植物の種子などを森林に持ち込まない。
入林前に必ず落としていくこと。



ルートに障害が生じたり、野生動物の異変に気付いた場合は、母島観光協会へ報告すること。



30 アカガシラカラスバトの半径
10m以内には接近しないこと。



携帯トイレを携行すること。

お問合せ先

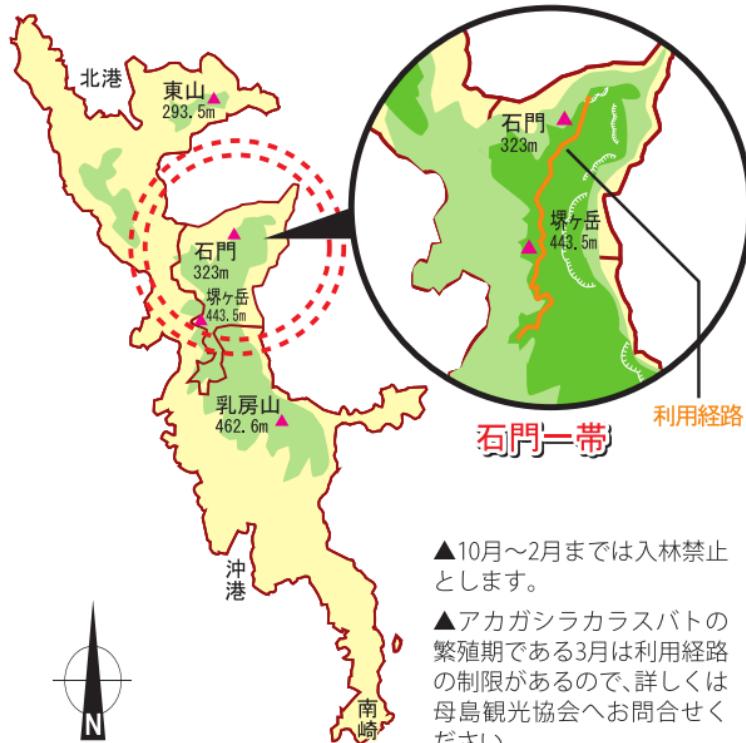
母島自然ガイド運営協議会

〒100-2211 東京都小笠原村母島字元地 母島観光協会内

TEL 04998-3-2300 FAX 04998-3-2200

■小笠原村母島

母島は、父島から南へ約50km、定期船ははじめ丸で約2時間かかる。南北に細長く、石門など湿性高木林のある緑濃い静かな島。地球上で母島にしかいない鳥：メグロが生息し、約6000万年前の化石である貨幣石や戦跡を見ることができる。



▲10月～2月までは入林禁止とします。

▲アカガシラカラスバトの繁殖期である3月は利用経路の制限があるので、詳しくは母島観光協会へお問合せください。

もっとくわしく知りたい時ときは

このルールブックをきっかけとして、小笠原の自然を「もっと知りたい」というときは、こちらのホームページをごらんください。

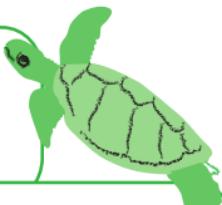
● 小笠原自然情報センター（環境省）

URL:<http://ogasawara-info.jp/>

小笠原の自然に関する各種データ、フォトギャラリー、よりくわしい内容の各種電子版パンフレットの閲覧などができます。



各種パンフレットでは、この冊子で紹介しきれない詳しい内容が分かりやすく紹介されています。



フォトギャラリーも充実！小笠原の自然や生きものにくわしくなれますよ！





小笠原 ルールブック

PDF版のダウンロード

このルールブックのPDF版を、こちらのホームページからダウンロードすることができます。

※PDFファイルの閲覧については、適宜閲覧用ソフト・アプリをご用意ください。

● 小笠原村公式サイト

URL:<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/>

サイト左側のメニューから、「観光」→「エコツーリズム」→「ルールブック」へお進みください。



次のリストの閲覧もできます。

● 種の保存法 全対象種リスト

固有希少野生動植物種のうち、小笠原諸島に生息する動植物のリストです。

● 国指定天然記念物 指定リスト

小笠原諸島に関連する指定物のリストです。

小笠原インフォメーション

島内観光・ツアー案内

	受付時間	電話番号
小笠原村観光協会	無 8:00~17:00	04998-2-2587
小笠原村役場 産業観光課	平 8:00~17:15	04998-2-3114
小笠原ホエールウォッチング協会	平 8:00~17:00	04998-2-3215
父島 島内バス		
村営バス営業所	無 8:00~17:00	04998-2-3988
医療機関		
小笠原村診療所	平 8:30~11:00	04998-2-3800
※休診日・時間外の急患は119番へおかけください。		

島内観光・ツアー案内

母島	小笠原母島観光協会	無 8:00~17:00	04998-3-2300
医療機関	小笠原村母島診療所	平 8:30~11:00	04998-3-2115
※休診日・時間外の急患は119番へおかけください。			

無:年中無休 平:土曜日・日曜日・祝日以外の平日

おがさわら丸について	小笠原海運(株) 父島営業所 04998-2-2111
ははじま丸について	伊豆諸島開発(株) 03-3455-3090
海の事故は118番!!	小笠原海上保安署 04998-2-7118

※本冊子は小笠原エコツーリズム協議会によって、各ルールから抜粋したものを掲載しています。各ルールの詳しい内容はそれぞれの管理・制定団体へ直接お問い合わせください。

※本冊子は環境にやさしい植物油インキを使用しています。



★このルールブックのお問い合わせは

**小笠原エコツーリズム協議会
(事務局:小笠原村産業観光課)**

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

Tel 04998-2-3114 Fax 04998-2-3222

E-mail:sankan@vill.ogasawara.tokyo.jp

